

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

一方、農村の現状は、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産基盤の整備と交通、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

特に農山漁村の活性化については、①地域の活性化の推進役となる人材への直接支援、②祭りや伝統文化の保全・復活等、農山漁村集落の再生への支援、③「子ども農山漁村交流プロジェクト」等、都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化、④農業と商工業との連携等、各省連携による取組に対する支援を実施した。

また、「オーライ！ニッポン」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）等の優良事例について、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信を行うとともに、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図った。さらに、「農林漁家民宿おかあさん100選」を選定し紹介することにより、都市と農山漁村の交流を促進した。

さらに、農林漁業への雇用拡大を効率的かつ効果的に進めるため、農林漁業の新規就業相談窓口とハローワークの連携強化を図るとともに、緊急雇用対策本部（本部長：内閣総理大臣）で取りまとめられた緊急雇用対策に則し、厚生労働省の基金訓練等の農林水産分野での活用について、Q&Aを作成し、都道府県や関係団体を通じ、周知を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも大きな役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加などの厳しい実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度など、各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等は、河川の上流域に位置し、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。中山間地域等では、傾斜地が多い等の立地特性を有し、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、

離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、(ア)～(オ)の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

- (ア) 急傾斜農用地
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 草地比率の高い地域の草地
- (エ) 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）
- (オ) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- (ア) 事業実施主体 市町村
- (イ) 予算額 23,100,000千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、平成17年度からの新たな対策における、「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を推進する」との趣旨の徹底を図るとともに、新たな対策の下での明確かつ合理的・客観的基準に基づき対象地域及び対象農用地の指定並びに適切な対象行為の確認等が確実に行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村に対し、交付金の交付等の適正かつ円滑な実施を促進するために必要な経費を助成する「中山間地域等直接支払推進交付金」を交付している（予算額346,375千円）。

3 特定地域の振興

(1) 山村振興対策

山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村（746市町村（平成21年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付制度を措置

している。

(2) 特殊土地帯対策

鹿児島島のシラス等災害を受けやすく、特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）に基づき指定された特殊土地帯（14県261市町村（平成21年4月1日現在））の対策として、国土交通省や総務省等とともに治山、治水、農用地整備等の各種施策を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(3) 過疎地域対策

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき指定された過疎地域（859地域（平成21年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

(4) 豪雪地帯対策

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された豪雪地帯（542地域（平成21年4月1日現在））において、地域産業の振興や国土保全施設の整備のための事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(5) 半島振興対策

半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づき指定された半島振興対策実施地域（23地域（平成21年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

(6) 離島振興対策

離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づき指定された離島振興対策実施地域（76地域261島（平成21年4月1日現在））において、国土保全関係、産業基盤整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、離島漁業再生支援交付金等の非公共事業を実

施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(7) 奄美群島振興対策

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく奄美群島（12市町村（平成21年4月1日現在））に対し、国土保全関係、産業基盤整備の公共事業や、さとうきび生産対策、植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

4 農地・水・環境保全向上対策

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度より実施している。

(1) 共同活動支援交付金

地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要がある、これらの資源の保全向上活動に対する支援を行う。

ア 対象農用地

交付金の算定対象の農用地は、農振農用地

イ 対象活動

市町村と活動組織（資源の保全向上活動を実施する団体）が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動

ウ 事業実施主体

地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）

エ 補助率 定額

オ 所要額 21,712百万円

(2) 営農活動支援交付金

農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動に対する支援を行う。

ア 対象地域

「共同活動支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域。

イ 対象活動

活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の①及び②を合わせて実施する場合に支援を行う。

① 環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組（たい肥等の有機質資材の投入、浅水代かき等の環境負荷低減の取組を、集落等の対象区域のおおむね全ての生産者が実施）

② まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的取組（地域でまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割低減する等の先進的な取組を実施）

ウ 事業実施主体

地域協議会

エ 補助率 定額

オ 所要額 2,771百万円

また、農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといった対策の目的を達成するためには、実施に当たって、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

このような観点から、都道府県、市町村及び地域協議会が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して助成する農地・水・環境保全向上活動推進交付金を交付している。（予算額1,612百万円）

5 都市と農村の共生・対流等の促進

(1) 広域連携共生・対流等対策交付金

都市と農山漁村の多様な取組主体が参加して行う共

生・対流の先導的な取組などやその実現に必要な施設の整備について支援を行った。

また、都市農業の振興を図るとともに、身近な農業を活かし都市住民の生活向上に資するため、体験農園の全国的な普及に向けた先導的取組や都市農地の保全に向けたモデル的な取組への支援を行った。

- a 事業実施主体 農業協同組合、森林組合、漁業共同組合、農事組合法人、農業生産法人、NPO法人、公益法人、土地改良区、農山漁村等の住民の組織する団体等

b 交付率 定額

c 予算額 737,790千円

(2) 子ども農山漁村交流プロジェクト

農山漁村において、全国の小学生が自然体験・農業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を昨年度に創設したことに伴い、各都道府県の受入の核となるモデル地域を指定し、その受入体制整備を支援した。

- a 事業実施主体 農業協同組合、農事組合法人、漁村等の住民の組織する団体等

b 交付率 定額

c 予算額 640,000千円

(3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(地域間交流拠点の整備)

地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点、廃校・廃屋等を改修した交流施設、市民農園など農山漁業体験施設の整備を支援した。

- a 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人 等

b 交付率 定額 (1/2以内 等)

c 予算額 41,770,106千円の内数

(4) 農山漁村地域力発掘支援モデル事業

農山漁村に存する有形・無形の様々な地域資源の保全・活用を通じて活力ある農山漁村を実現しようとする取組への支援を行った。

- a 事業実施主体 地域協議会、民間団体

b 補助率 定額

c 予算額 934,014千円

6 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

「農村地域工業等導入促進法」(昭和46年法律第112号)は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置

を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。

本法に基づき、平成20年3月末現在で750市町村において8,917社が導入され、約58万人が雇用されている。

こうした工業等導入の実態を把握し、本法の適正かつ円滑な推進を図るため、「農村地域工業等導入地区管理基本調査」を実施した。

(2) 農業就業改善対策

ア 農村コミュニティ再生・活性化支援事業

(うち地域産業との連携の推進)

農山漁村と地域企業との連携や多様な主体の連携による新たな事業の創出など、農山漁村の地域の資源と人材を活かした取組の実施に対し支援を行った。(平成21年度実績：35地区)

- a 事業実施主体 NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等

b 補助率 1/2以内

c 予算額 90,010千円の内数

(3) 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業

農村地域における活性化活動への従事を希望する都市部人材等の活用を主な目的とする人材育成システムの構築に向け、人材育成や都市と農村をつなぐ能力を持ったコーディネート機関に対して支援を行い、農村の自立的な地域活性化を担う人材の育成・確保を安定的に支える仕組みを作る取組に寄与してきた。

- a 事業実施主体 NPO法人、観光協会、営利法人、学校法人、商工会等

b 交付率 定額 (1/2以内 等)

c 予算額 199,236千円

(4) 日系農業者支援

ア 国際農業連携活性化特別対策事業

我が国及び中南米諸国等の農業者組織間の交流の活性化を通じて、中南米諸国等の日系農業者の経営の近代化を支援するとともに、双方の資源、技術、資金等を活かしたアグリビジネスの創出を支援することにより、我が国の農業活性化及び国際協調の促進を図るため、全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)に対して126,393千円の補助金を交付した。

イ 農業技術開発支援事業

農業技術普及交流センターにおいて、日系農業者のニーズを踏まえた農業技術開発等を行い、開発された技術について協力普及員による普及活動

を行うとともに、日系農協や農業試験場等との共同研究体制の整備を行った。

(イ) 農業技術普及交流事業

地域リーダーや青年リーダーとなりうる日系農業者の研修受入れを行うとともに、日本からの専門家派遣、異業種交流会の開催等を行った。

(ウ) 農業情報受発信事業

試験研究・技術開発成果や現地の取組事例等についての情報収集及びデータベース化を行い、現地の状況を踏まえた多様な媒体を活用して日系農業者等に対して情報発信を行った。

(エ) 二国間農協連携促進事業

我が国農協とブラジル国日系農協等とのアグリビジネスの創出に向け、有識者による「二国間農協連携促進事業検討会」を開催し、事業化に向けた取組方針等について検討するとともに、連携事業具体化に向け、我が国農協の専門家による現地調査、輸出入制度調査等を行った。

イ 農業移住者援護事業

(財) 地方農業拓植基金協会等と(社) 中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

第2節 優良農地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備に関する法律

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業の近代化に必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が昭和44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的・効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、昭和50年7月に施行された。

昭和59年には、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化と、活力ある農村地域社会の形成とを同時並行的に推進するために同法の一部が改正され、同年12月に施行された。

平成11年には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、平成12年3月20日に施行された。

平成17年には、農業振興地域整備計画の透明性を一

層向上させる観点から同法の一部が改正され、同年9月1日に施行された。

平成21年には、一層着実な優良農地の確保を図る観点から同法の一部が改正され、同年12月15日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

平成11年の改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が平成12年3月17日に定められた。

また、平成17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に同指針の一部が変更された。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が昭和44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、昭和45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて「農業振興地域整備基本方針」が定められた(沖縄県については、昭和47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

「農業振興地域整備基本方針」を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、平成20年3月末現在で2,166地域存在する。農業振興地域の総面積は約1,721万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める「農業振興地域整備計画」は、平成20年3月末現在2,165の農業振興地域について策定がなされている。農用地区域の総面積は、平成21年12月1日現在約482万haに達している。そのうち農地(耕地)の総面積は約407万haである。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が

譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

2 景観法

(1) 法制度及びその趣旨

景観形成のための取組は、これまで、地方自治体による自主条例や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたが、景観形成のための行為規制等の面で限界も生じている。

このような状況に対して、我が国の都市、農山村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、「景観法」(平成16年法律第110号)が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、景観行政団体が、景観計画を定める。さらに、農山村地域においては、景観計画に適合して市町村が景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する必要がある土地の区域について景観農業振興地域整備計画を定めることができる。同計画は、景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項及び農用地・農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。同計画の区域については、景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための市町村長の勧告制度のほか、NPO法人等も農地の利用権を取得し管理できるよう、農地法の特例等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和48年をピーク(67,720ha)に昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばい(3万ha前後)で推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回った。平成20年には、1万5,846ha(対前年比97.9%)、採草放牧地では16.0haとなっている。

(1) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が28.7%、「その他の業務用地」が25.9%、「工・鉱業用地」が8.5%、「道水路、鉄道用地」が8.4%で、これら四者で全体の71.5%を占める。

(2) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」(33.8%)、「農家以外の個人」(30.0%)、「農家」(21.0%)でほとんど(計84.8%)

を占めているが、農地法第4、5条該当以外(農業経営基盤強化促進法該当を除く)では「地方公共団体」(29.2%)、「農家以外の個人」(27.9%)、「農家」(23.3%)となっている。

4 耕作放棄地の再生利用

(1) 耕作放棄地の状況

高齢化の進行、労働力不足等に伴い耕作放棄地は増加しており、農林業センサスによると、昭和50年には13万1千haであった耕作放棄地面積は、平成17年の時点で38万6千haへと増加している。また、これらの耕作放棄地のうち、22万3千haは農家に所有され、16万2千haは土地持ち非農家により所有されているが、土地持ち非農家に所有される耕作放棄地面積は30年間で5倍となっており、耕作放棄地増加の大きな原因となっている。

(2) 耕作放棄地の再生利用に向けた取組

このような状況を踏まえ、平成21年度は、荒廃した耕作放棄地を再生利用するため地域の取組を総合的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策(20,856百万円)を創設した。

なお、「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査」において、農地として利用すべき荒廃した耕作放棄地を新たに約0.8万ha確認したが、国・都道府県・市町村の各段階において耕作放棄地対策等の取組が進められたことにより0.6万haの再生が図られた。その結果、農地として利用すべき荒廃した耕作放棄地の面積は、前年度に比べ約0.2万ha増の約15.1万haとなった。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。このため、平成21年度においては、食料自給率向上に向けた基盤・条件整備の推進、担い手の育成と農地の有効利用、農業用水の安定的供給の確保、耕作放棄地解消に向けた取組の推進、安全で安心して暮らせる農村づくりと活性化、農山村地域における低炭素社会の実現、生物多様性の保全への貢献に重点を置き、計画的かつ効率的に事業を実施している。

(2) 土地改良長期計画

平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が、平成20年12月26日に閣議決定された。

新たな土地改良長期計画においては、国民・消費者の食料・農業・農村に対する要請・期待に応えていくため、引き続き国民・消費者に視点を置きつつ、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」、「田園環境の再生・創造」、「農村協働力の形成」の視点に立って、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めていくこととしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

ア 「自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点からの政策目標

(ア) 効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積

a 目指す主な成果

- ・農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を約7割以上に向上
- ・このうち面的集積率を約7割以上に向上
- ・農業生産基盤の整備地区において、新たに農業生産法人等を約130法人設立

b 事業量

- ・意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として約7.5万haの農地において、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施
- ・約3.7万haの畑地において農業用排水施設の整備を実施

(イ) 農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保

a 目指す主な成果

- 基幹的農業用排水施設について、適時適切な更新整備を通じて延べ約290万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図るため、ストックマネジメントを推進
- ・機能診断済みの施設の割合(再建設費ベース) 約2割 (H19) →約6割 (H24)

b 事業量

- 約1.5万kmの農業用排水路と約1,600箇所の施設について機能診断を実施

(ウ) 農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化

a 目指す主な成果

- ・水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上
- ・農地、農業用水等の保全・整備により耕作放棄地の発生を限り優良農地を確保 約120万ha (H19) →延べ約205万ha (H24)
- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積 約91万ha (H19) →約67万ha (H24)

b 事業量

- ・約5.0万haの水田において、区画整理や暗きよ排水等の整備による水田の汎用化を実施
- ・約200万haの農用地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理
- ・農地防災、農地保全等の各種防災事業を約3,000地区で総合的に推進

イ 「田園環境の再生・創造」の視点からの政策目標

(ア) 田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり

a 目指す主な成果

- 個性豊かで活力ある農村づくりに向け、田園自然環境の創造に着手
- ・約1,400地域 (H19) →約1,700地域 (H24)
- ・このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進 約670地域 (H19) →約830地域 (H24)
- ・このうち農村地域における良好な景観の保全・創出 約50地域 (H19) →約80地域 (H24)
- 個性豊かで活力ある農村づくりに向けた農村生活環境の向上

- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率 61% (H19) →70% (H24)

- ・污水处理人口普及率 84% (H19) →93% (H24)

- ・農業集落排水処理人口 約350万人 (H19) →約400万人 (H24)

b 事業量

- ・農村地域における田園自然環境の創造に向けた整備を約1,700箇所において実施
- ・このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約740箇所を実施
- ・このうち農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約30箇所を実施
- ・農業集落排水汚泥のリサイクルを約510地区

において新たに実施

- ・農業集落排水施設の整備を約860地区において実施
- ・農業生産基盤の整備と併せ、良好な景観や豊かな自然環境等の地域の特性を活かした個性豊かで活力ある農村づくりのための整備を約820地区において実施

(イ) 減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献

a 目指す主な成果

活力ある農村の再生に向けた災害リスクの軽減

- ・防災情報伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池数
約2,200箇所（H19）→約3,600箇所（H24）

b 事業量

老朽化等に伴い災害リスクが高く緊急に対策を要するため池等の整備を約1,900地区において実施

ウ 「農村協働力の形成」の視点からの政策目標

(ア) 農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理

a 目指す主な成果

- ・農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数

約1.7万地域（H19）

→約3.0万地域（H24）

約130万人・団体（H19）

→約220万人・団体（H24）

- ・農業生産基盤の整備等において、農業者や地域住民等の多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工への参加者数

延べ約5.9万人（H15～H19）

→延べ約6.5万人（H20～H24）

b 事業量

- ・農地、農業用水等の保全管理に係る約3.0万の集落等の協定に基づく地域共同活動により、約200万haの農用地において適切な保全管理を実施

- ・農業生産基盤の整備等において、多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工を延べ約800地区において実施

なお、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下を踏まえて事業を実施することとしている。

め、以下を踏まえて事業を実施することとしている。

- ・施策連携の強化
- ・国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化
- ・地域の特性に応じた整備
- ・地球環境問題への対応
- ・情報化の推進、技術の開発
- ・入札契約の透明性、競争性の拡大
- ・事業評価の厳正な運用と透明性の確保
- ・工期管理とコスト構造改善

2 農業生産基盤整備・保全事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあつては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあつては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあつては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあつては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 平成21年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、平成21年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の平成21年度事業実施額は2,206億円で、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

表1 21年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(185,260,498) 199,798,498	60	(9)	3	2	65	31	(4)	5	1	37	1	(0)	1	0	2
補助かんがい排水	(35,359,000) 66,418,272	370	(85)	165	—	535	23	(5)	14	—	37	29	(5)	8	—	37
かんがい排水	(27,093,000) 50,043,455	187	(34)	43	—	230	15	(3)	—	—	15	29	(5)	6	—	35
一般型	(24,604,000) 45,065,455	153	(28)	21	—	174	13	(2)	—	—	13	29	(5)	6	—	35
広域農業基盤緊急整備型	(179,000) 358,000	1	(-)	—	—	1	—	(-)	—	—	—	—	(-)	—	—	—
排水対策特別型	(2,010,000) 4,020,000	33	(6)	6	—	39	2	(1)	—	—	2	—	(-)	—	—	—
水利区域内農地集積促進整備型	(300,000) 600,000	0	(0)	16	—	16	—	(-)	—	—	—	—	(-)	—	—	—
基幹水利施設ストックマネジメント	(8,266,000) 16,374,817	183	(51)	122	—	305	8	(2)	14	—	22	—	(-)	2	—	2
基幹水利ストックマネジメント	(6,266,000) 12,538,738	172	(50)	115	—	287	8	(2)	13	—	21	—	(-)	1	—	1
地域農業水利ストックマネジメント	(2,000,000) 3,836,079	11	(1)	7	—	18	—	(-)	1	—	1	—	(-)	1	—	1

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施地区数には、施設機能監視分を含まない。

(ア) 国営かんがい排水事業

平成21年度における継続地区は農林水産省60地区、北海道31地区、沖縄1地区、計92地区で、これらの地区においては平成20年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、本州9地区、北海

道4地区、計13地区は事業を完了した。

また、平成21年度においては、新たに本州3地区、北海道5地区、沖縄1地区、計9地区の新規着工を行った。

表2 21年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区			
かんがい排水	農林水産省	鳴瀬川(一期) 大崎 鳴瀬川(二期) 平鹿平野(一期) 大井川用水(一期) 柏崎周辺(一期) 新湖北(二期)	西濃用水第二期				
		北海道			勇払東部(一期) 雄武中央(二期)	安平川(二期) 美女	
		沖縄			宮古伊良部		
		北海道			利別川左岸		
		直轄明渠排水 国営造成土地			農林水産省	柴山潟 野洲川中流	鬼怒川南部 香川用水
						北海道	当別太美 てしおがわ

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

平成21年度においては、継続地区609地区の事業を推進するとともに、このうち95地区を完了し、また、新たに187地区について着工した。

(ウ) ストックマネジメント事業

施設の機能を長期間にわたり保全する長寿寿命化対策として、基幹水利ストックマネジメント事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業を実施している。

平成21年度においては、継続地区329地区の事業を推進するとともに、このうち53地区を完了し、また、新たに138地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構事業は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、「水資源開発促進法」(昭和36年法律第217号)に基づいて、水資源開発水系に7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川)が指定されている。その各水系毎に水資源開発基本計画が策定されており、(独)水資源機構は、「独立行政法人水資源機構法」(平成14年法律第182号)に基づき、農業用水等の確保などに資する施設の改築及び管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、21年度事業費206億5,000万円(うち当省補助金額82億8,800万円)をもって、豊川用水二期、群馬用水施設緊急改築及び両筑平野用水二期の継続3地区を実施するとともに、新たに木曽川右岸施設緊急改築の1地区について着工した。

また、管理事業(農業用水関係分)においては、21年度事業費108億9,041万円(うち当省補助金額23億5,800万円)をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要

となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%(沖縄75%、離島55%、奄美60%)で実施した。

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積(生産調整面積)の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

平成21年度における経営体育成基盤整備事業(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業等を含む)、水田農業振興緊急整備事業の実施状況は表3のとおりである。

表3 経営体育成基盤整備事業、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	地区数	予算額 (単位：千円)
経営体育成基盤整備事業	822	68,306,000
水田農業振興緊急整備事業	1	68,250

(3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、株式会社日本政策金融公庫等が、土地改良区等に対し農家負担金の一部について無利子資金の貸付けを実施している。

(4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約213万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その生産基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、他品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定

的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、平成21年度における実施事業の実績及び地区数は表4のとおりであり、総額546億円の事業を実施した。

ア 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成21年度においては、新規9地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

- a 内 容 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合、農業経営高度化支援等
- b 事業主体 都道府県
- c 採択基準 ・受益面積20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上
・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

- d 補助率 50～75%
- イ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成21年度においては、新規35地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

- a 内 容 農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等
- b 事業主体 都道府県
- c 採択基準 ・受益面積30ha（沖縄及び奄美20ha）以上
・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上
- d 補助率 50～75%

表4 21年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実 施 地 区 数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計
畑地帯総合整備	(29,664,986) 54,641,662	240	(52)	27	—	267	80	(-)	11	—	91	25	(8)	6	—	31
担い手育成型	(12,168,986) 21,786,990	122	(30)	9	—	131	11	(-)	—	—	11	9	(2)	—	—	9
担い手支援型	(17,496,000) 32,854,672	118	(22)	18	—	136	69	(-)	11	—	80	16	(6)	6	—	22

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む
2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費

(5) 国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農

用地（既耕地）と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の

一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、

平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

平成21年度の実施状況は表5のとおりである。

表5 農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額（千円）	
	継続	うち 完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	6	(-)	2	8	15,292,056	15,190,056
農林水産省	2	(-)	-	2	1,111,546	1,009,546
北海道	4	(-)	2	6	14,180,510	14,180,510

(6) 国営干拓事業

国営干拓事業は、海面や湖面の公有水面等を陸地化し農地を創設するもので、入植・増反等により、意欲ある農家の農業経営の規模拡大、経営の安定化を図ることを目的に実施している。

平成21年度における国営干拓事業の実施状況は表6のとおりである。

表6 国営干拓事業の実施状況

(単位：千円)

実施地区数	1	国費	3,600,000
-------	---	----	-----------

(7) 特定中山間保全等整備事業

ア 旧緑資源機構の経緯等

旧緑資源機構は、平成11年10月に農用地整備公団の業務を森林開発公団に継承し、緑資源公団と改称して設立され、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構となったものであり、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するため、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び海外農業開発事業等を実施してきた。

旧緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成19年度限りで廃止(「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」(平成20年法律第8号))され、その業務の一部は、(独)森林総合研究所及び(独)国際農林水産業研究センターに承継された。

イ 業務内容

旧緑資源機構の廃止に伴い、農業生産基盤整備関係業務を承継した森林総合研究所が、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業を実施した。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)ある。補助率は、工種毎に内地40%～2/3(北海道40～80%以内)の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域では、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されていることから、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図るものである。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内)である。

なお、上記の2事業は、現在実施中の事業区域の完了をもって廃止することとされている。

ウ 業務の実施状況

(ア) 農用地総合整備事業

平成21年度の実施区域数は、継続6区域である。

(イ) 特定中山間保全整備事業

平成21年度の実施区域数は、継続3区域である。

なお、平成21年度における実施状況は、表7のとおりである。

表7 21年度特定中山間保全等整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	区域数	事業費	国費
特定中山間保全等整備事業	9	14,211,000	9,442,000
農用地総合整備事業	6	11,211,000	7,362,000
特定中山間保全整備事業	3	3,000,000	2,080,000

(8) 土地改良調査計画

平成21年度においては、土地改良事業を計画的かつ

円滑に推進するため、国営地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、長寿命化に配慮した更新整備計画や環境・景観配慮のための基本的方針等の策定を行う広域基盤整備計画調査を実施した。また、土地改良事業の環境配慮を推進するための新たな調査計画手法の検討等を実施した。

なお、平成21年度に国営地区調査を実施した調査費と地区数は表8のとおりである。

表8 21年度国営地区調査の実施状況

(単位：千円)

区分	調査費	地区数								
		農林水産省			北海道			沖縄		
		継続	新規	計(完了)	継続	新規	計(完了)	継続	新規	計(完了)
かんがい排水地区	1,186,559	10	3	13(5)	6	2	8(1)	1	1	2(1)
かんがい排水 直轄明渠	1,161,430	10	3	13(5)	6	1	7(1)	1	1	2(1)
総合農地防災地区	25,129	-	-	-	-	1	1(-)	-	-	-
農地再編整備地区	78,448	1	-	1(-)	1	-	1(-)	-	-	-
<<計>>	188,460	-	-	-	3	3	6(-)	-	-	-
	1,453,467	11	3	14(5)	10	5	15(1)	1	1	2(1)

(9) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、農業の生産性の向上及び農産物流通の合理化を図るとともに農村地域生活環境の改善に資することを目的に実施している。

整備された農道は、農地への通作、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地への輸送などに利用されている。

また、農道の整備を契機に農産物直売所などの開設や都市農村交流などが取り込まれるなど、農道整備は、農村振興を図るうえで重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、総事業費が20億円以上、車道幅員がおおむね5m以上である。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものは55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾

斜地帯で行うものでは採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、総事業費が20億円以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものであることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものは55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

ウ 基幹農道整備事業

農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の新設又は改良。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、沖縄県、離島、奄美群島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域で行うものは採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が5千万円以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものは採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

- (ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(エ)以外)
- (イ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備
- (ウ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良
- (エ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全面からの更新整備や、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行う事業である。採択要件は受益面積の合計が50ha以上、総事業費が3千万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

平成21年度における農道整備事業の実施状況は表9のとおりである。

表9 平成21年度農道整備事業の実施状況

事業区分	(単位：千円)	
	地区数	国費額
農道整備事業		
広域営農団地農道整備事業	126	9,796,000
基幹農道整備事業	179	9,228,000
一般農道整備事業	147	4,560,000

(10) 農地防災事業等

農地防災事業は、農用地および農業用施設における自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁や農用地の土壤汚染を防止し、もしくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業であり、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）等に基づいて計画的に行われている。予算科目は以下のとおりである。

- (項) 農業生産基盤整備・保全事業費
 - (目) 総合農地防災事業費
 - (目) 地すべり対策事業費
 - (目) 農地防災事業費補助(防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助)
 - (目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）
 - (目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

- (項) 農村整備事業費
 - (目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）
- (項) 農業施設災害関連事業費
 - (目) 鉍毒対策事業費補助

平成21年度には、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて、地域活性化に資するよう、防災・減災を核とする中での、環境保全や親水面での利活用にも資するため池の総合整備対策である「地域ため池総合整備事業」、国営施設の観測情報や、気象等の防災情報を迅速に収集、伝達、蓄積及び分析整理するための防災情報ネットワーク設備を整備及び保守運用する「国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業」を新たに創設した。

平成21年度における各事業の実施状況は、表10のとおりである。

表10 21年度の内防災事業等の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数				
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	全 計	計	完 了
国営総合農地防災事業	34,036,145	31,194,145	19	1	0	20	2
直轄地すべり対策事業	1,290,126	1,290,126	2	0	0	2	0
農地防災事業							
防災ダム事業	2,935,566	1,583,000	28	9	0	37	11
ため池等整備事業	34,489,000	18,072,000	562	222	0	784	267
湛水防除事業	22,890,261	11,900,000	145	20	0	165	20
農地保全事業							
地すべり対策事業	10,122,418	5,062,000	198	34	0	232	56
農地保全整備事業	5,953,862	3,759,000	62	18	0	80	23
農村環境保全対策事業							
水質保全対策事業	3,919,421	2,621,000	33	5	0	38	5
公害防除特別土地改良事業	3,187,468	1,625,000	23	17	0	40	10
地盤沈下対策事業	4,366,702	2,357,000	22	5	0	27	2
総合農地防災事業	3,972,232	2,122,000	25	25	0	50	0
中山間総合整備事業							
中山間地域総合農地防災事業	2,860,553	1,568,000	43	15	0	58	8
農業用施設災害関連事業							
鉍毒対策事業	0	0	0	0	0	0	0
計	130,023,754	83,153,271	1,162	371	1	1,533	404

(11) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業であり、平成21年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業であり、平成21年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業であり、平成21年度は29地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び機能保全計画の策定を国が行う事業であり、平成21年度は956施設で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業であり、平成21年度は8地区で実施した。

(カ) ストックマネジメント技術高度化事業

ライフサイクルコストを効率的に低減させるため、現場条件に応じた診断技術及び対策工法の適用性の検証を通じてストックマネジメント技術の高度化を図る事業であり、平成21年度は24事務所で実施した。

(キ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業であり、平成21年度は29地区で実施した。

(ク) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業であり、平成21年度は280地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業であり、平成21年度は257地区で実施した。

(イ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等

を実施する事業であり、平成21年度は26地区で実施した。

(ウ) 新農業水利システム保全対策事業

農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、農業水利施設における水利用の効率化、施設管理の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うものであり、平成21年度は246地区で実施した。

(エ) 農業用水水源地域保全整備事業

貯水池など農業用水の水源地域において、良質な農業用水の安定的な供給のために、森林の整備等を行う事業であり、平成21年度においては、41道府県について実施した。

(オ) 農業用水水源地域保全対策事業

貯水池など農業用水の水源地域において、森林整備等を行うための調査及び、水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深め農業用水の有効利用を図る活動を推進する事業であり、平成21年度には122地区で実施した。

実施状況（21年度）

	予算額（千円）
直轄管理事業	1,134,656
広域農業水利施設総合管理事業	864,114
国営造成水利施設保全対策指導事業	2,725,723
国営造成水利施設保全対策推進事業	89,270
ストックマネジメント技術高度化事業	1,879,743
国営造成施設県管理補助事業	1,098,444
基幹水利施設管理事業	1,609,312
国営造成施設管理体制整備促進事業	2,557,308
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	195,021
新農業水利システム保全対策事業	743,000
農業用水水源地域保全整備事業	5,000,000
農業用水水源地域保全対策事業	1,000,000

3 農村整備事業

(1) 農村総合整備事業

ア 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行うものである。

(イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる

構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、これらの構想等の円滑な推進と農業の生産性の向上を図るものである。

上記(ア)、(イ)を合わせた、地域開発関連整備の平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 5 国費 163百万円

(2) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、都道府県単位の広域的な視点での地域特性等を踏まえた農村整備を推進するため、それぞれの農村振興のテーマに沿って、地域住民の参加のもと、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施するものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 54 国費 5,533百万円

イ 村づくり交付金

本交付金は、農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図りつつ、快適な生活環境と定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりを実施するものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 10 国費 19,535百万円

(3) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的に行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資するものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 10 国費 4億5,000万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 6 国費 3億4,600万円

(4) 地域用水環境整備事業

農業用水は、農業生産のための機能のほかに、生活、防火、消流雪、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有している。このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩い

と安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

ア 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施するものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 64 国費 2,094百万円
新規採択地区数 14 新規採択総事業費 4,213百万円

イ 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。平成21年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 1 国費 131百万円
新規採択地区数 0

(5) 農業集落排水事業

近年の農村社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。これを受け、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度に農業集落排水事業を創設した。

平成18年度には、新規整備の対象地域を沖縄県や離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく指定地域に限定し、それ以

外の地域は市町村の自主性と裁量性の拡大を目指して、村づくり交付金で実施することとした。

国庫補助率は50%（内地、北海道、離島）、60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成21年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 57 国費 12,456百万円

(6) 中山間地域総合整備事業等

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

中山間地域総合整備事業等の平成21年度の実施状況を以下に示す。

・ 中山間地域総合整備事業

実施地区数311地区 国費 24,811百万円

・ 農地環境整備事業

実施地区数24地区 国費 1,245百万円

4 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から農地を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、津波・高潮危機管理対策緊急事業により、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能確保のための整備を実施した。平成21年度における海岸保全事業の実施状況は表11のとおりである。

表11 平成21年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
直轄海岸保全施設整備事業	3,687,851	3,687,851	3	0	3	0
海岸保全施設整備事業	7,549,746	4,142,550	86	3	89	9
海岸環境整備事業	573,000	191,000	6	1	7	0
津波・高潮危機管理対策緊急事業	380,000	190,000	—	—	—	—
計	12,190,597	8,211,401	95	4	99	9

5 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没、あるいは河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

平成21年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表12のとおりである。

表12 平成21年災被害額

区 分	箇所数	被害額（千円）
直 轄	0	0
農 地	14,850	15,975,431
農 業 用 施 設	12,482	24,422,717
海 岸 保 全 施 設 等	9	154,000
計	27,341	40,552,148

このうち、特に被害の大きい災害であった次の災害が激甚災害として指定され、特別の財政措置を行った。
 ア 平成21年6月9日から8月2日までの間の豪雨による災害（8月28日指定 政令第232号）
 イ 平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及

び暴風雨による災害（9月15日指定 政令第241号）
 また、局地的に激甚であった災害については、市町村を単位として政令で激甚災害が指定され、特別の助成措置を行った。

なお、平成21年10月6日から同月8日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害については早期に局地激甚災害として指定された。

新規発生災害の平成21年度における事業の実施状況は、表13のとおりである。

表13 平成21年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費（千円）	国 費（千円）
直 轄	0	0
農 地	5,191,800	4,719,346
農 業 用 施 設	8,048,543	7,638,067
海 岸 保 全 施 設 等	49,052	32,718
計	13,289,395	12,390,131
直轄地すべり対策災害関連緊急	1,500,915	1,500,915
農 業 用 施 設 関 連	3,185	2,819
農地災害関連区画整備	0	0
海岸保全施設等関連	8,026	4,013
災害関連農村生活環境施設	34,930	17,465
災害関連緊急地すべり	57,050	28,525
災害関連緊急大規模流木等	8,394	4,197
計	1,612,500	1,557,934
合 計	14,901,895	13,948,065

(3) 過年災害

平成20年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち平成20年度に完了しなかったものの、平成21年度における事業の実施状況は、表14のとおりである。

表14 平成21年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費（千円）	国 費（千円）
直 轄		
20年災	6,085,000	6,085,000
農 地		
19年災	18,605	16,856
20年災	502,741	427,833
農 業 用 施 設		
19年災	94,092	88,352
20年災	1,064,186	984,372
海 岸 保 全 施 設 等		
20年災	423	282
農 業 用 施 設 関 連		
19年災	147,533	127,616
災害関連農村生活環境		
20年災	6,570	3,285
計	7,919,150	7,733,596

6 その他の事業

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

本交付金は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づき実施される交付金である。

定住や地域間交流を促進することによって農山漁村地域の活性化を図るため、地方自治体が地域の自主性と創意工夫による計画を作成し、国はその実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する。

支援対象については、以下の通りである。

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
- ④ その他農林水産省令で定める事業
- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者、NPO法人 等

交 付 率：定 額 (1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3以内 等)

平成21年度予算額：41,770百万円の内数

(2) 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業

農村地域に豊富に賦存する農業用水等の再生可能エネルギーを効率的に利活用し、農業関連施設の維持管理費の節減、農業農村への新たな付加価値の創出等を推進するため、農村地域における再生可能エネルギー導入にかかる調査設計や協議手続等を本事業によって支援した。

平成21年度予算額 1,402百万円

(3) 地域バイオマス利活用交付金

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組により支援するものである。

平成21年度予算額 11,164百万円の内数

(4) バイオ燃料地域利用モデル実証事業

我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すため、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオエタノール及びバイオディーゼル燃料を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組により支援するものである。

平成21年度予算額 2,914百万円

(5) ソフトセルロース利活用技術確立事業

農村の地域資源である稲わら等のソフトセルロース系原料を利活用して、効率よくバイオ燃料を製造する技術を確立することを目的とし、ソフトセルロース系原料の収集運搬、バイオ燃料の製造及び利用に係る一体的な取組により支援するものである。

平成21年度予算 2,466百万円

(6) 広域連携等バイオマス利活用推進事業

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用の取組について、広域的なバイオマス利活用システムの構築並びにバイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックの定着のため、食品事業者等が行う啓発普及活動、実証試験を支援するものである。

平成21年度予算額 188百万円

(7) バイオマスタウン形成促進支援調査事業

本事業によって、バイオマスタウンの早期実現に向け、地域のバイオマス利活用施設整備を推進する上で必要な技術情報の整備、経済的な新しい利活用システムの開発及び地域の人材育成などの技術的支援を強化することにより、全国展開を促進するものである。

平成21年度予算額 222百万円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成21年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表15のとおりである。

表15 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	5,255	79	5,334
本年度設立地区数	22	0	22
本年度解散地区数	127	2	129
現在地区数	5,150	77	5,227
のべ面積 (ha)	2,713,912	284,156	2,998,068

また、土地改良事業団体連合会は48団体（全国を含む）である。

(イ) 検査

「土地改良法」（昭和24年法律第195号）第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して検査計画を作成し、実施している。

イ 水土保持強化対策事業

農村地域の都市化・混住化の進展や農業者の高齢化・後継者不足等に伴う集落機能の低下を起因とした土地改良施設管理の困難化の進展、農業構造改革の加速化・米政策改革に伴う担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積の推進、土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等、土地改良区には諸課題への的確な対応が求められている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行った。

(ア) 土地改良施設管理指導事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の円滑な管理を図るために行う、土地改良施設の診断・管理指導及び土地改良区等と地域住民等が連携した施設管理に関する事業。

(イ) 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務の円滑な推進を図るために行う、土地改良換地士等の技術強化のための研修及び換地事務指導並びに農用地の利用集積の技術的指導等。また、全国農業会議所、都道府県農業会議及び都道府県土地改良事業団体連合会が、交換分合による農用地集団化の推進を図るために行う、交換分合に関する啓発普及、技術指導等。

(ウ) 土地改良相談等事業

都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の土地改良事業の事業主体に対して行う、土地改良事業に関する苦情・紛争等についての調停

並びに非補助土地改良事業の推進に関する助言及び指導。また、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争について、早期解決及び未然防止を図るために行う助言及び指導。

なお、平成21年度は、4億6,799万円を計上し、上記(ア)～(ウ)の各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが、近年における農村環境等の大きな変化に即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた「施設改善対策事業」を実施した。

なお、平成21年度の実施状況は、表16のとおりである。

表16 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

	(単位：千円)	
	平成20年度	平成21年度
年間総事業費	11,176,246	10,979,869
国庫補助額	3,352,872	3,293,959

エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等、土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理を行っていくことが期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区

は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行った。

(ア) 土地改良区等が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な基本計画を策定する事業
運営改革基本計画策定事業

(イ) 公募団体及び都道府県土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備し、広域合併の要となる人材育成研修を実施する土地改良区組織運営基盤強化推進事業

(ウ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設管理水準向上のための整備補修及び土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業

(エ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、

① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するため、管理に要する費用の分担計画の策定等

② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動の実施及び管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等

③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するための農業用水管理系統再編計画の策定等

を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業
なお、平成21年度は、2億746万円を計上し、上記

(ア)～(エ)の各事業に対し助成を行った。

(2) 農用地等集団化

ア 換地処分・事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分・事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ 交換分合・附帯農道等整備の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の

整備に対して助成を行った。

ウ 平成21年度助成額

平成21年度には、41,770百万円の内数（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）を計上し、上記ア及びイを行った。

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等（土地改良財産）については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、21年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表17のとおりである。

表17 管理委託実績（21年度末）

国営土地改良事業完了	
地区数	1,144地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,380施設
水路、道路	17,347km

(4) 融資関係

ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

株式会社日本政策金融公庫の貸付実績額は、表18のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金4,649万円で前年比316.3%、非補助資金は融資実績なしで、合計4,649万円で前年比316.3%となった。

表18 21年度貸付実績額

		(単位:百万円、%)		
		21年度貸付 実績額A	20年度貸付 実績額B	A/B
農業基盤整備資金				
(耕地)		8,493	9,644	88.1
補 助		6,250	7,082	88.3
県 営		5,224	5,803	90.0
団 体 営		1,026	1,279	80.2
非 補 助		2,243	2,562	87.5
一 般		2,243	2,562	87.5
利 子 軽 減		0	0	0
担い手育成農地集積資金		7,843	7,668	102.3
合 計		16,336	17,312	94.4

(注) 株式会社日本政策金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者

等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金である。

株式会社日本政策金融公庫の貸付実績額は、表18のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は1,251万円で前年比136.9%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により平成2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として平成7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成21年度末現在で、814地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利子相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成21年度末現在で、1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成21年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成21年度末現在で、61地区認定している。

オ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

本事業は、水田・畑作経営所得安定対策の導入など力強い農業構造の実現に向けた農政改革に則し、農業の担い手への農用地の利用集積率が増加することが確実と見込まれる場合に、土地改良区等が負担する額の6分の5に相当する額を無利子で貸付けを行うものである。

平成21年度末現在で、382地区認定している。

カ 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

本事業は、土地改良区等に対して、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成21年度末現在で、29地区認定している。

(6) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、当該年度の償還利息に相当する額を助成するものである。

(7) 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業

本事業は、全国土地改良事業団体連合会に、国の助成により土地改良負担金特別緊急対策基金を造成し、土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、平成23年度までの3年間に限って、当該年度の償還利息に相当する額を助成するものである。

2 農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表19のとおりである。

表19 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28
16	21	1	22
17	12	1	13
18	20	1	21
19	29	1	30
20	31	1	32
21	67	2	69

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

